

## 議会運営委員会会議録

### 1 開会年月日

令和7年11月21日（金）

### 2 開会場所

第二委員会室

### 3 出席委員（11名）

委員長	名取顕一
副委員長	田中香澄
理事	浅川のぼる
理事	宮本伸一
理事	金子てるよし
理事	上田ゆきこ
理事	海津敦子
委員	石沢のりゆき
委員	山田ひろこ
委員	白石英行
委員	浅田保雄

### 4 委員外議員

議長	市村やすとし
副議長	高山泰三

### 5 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
榎戸研	防災危機管理室長
高橋征博	区民部長

長 塚 隆 史 アカデミー推進部長  
鈴 木 裕 佳 福祉部長兼福祉事務所長  
矢 島 孝 幸 地域包括ケア推進担当部長  
多 田 栄一郎 子ども家庭部長  
矢 内 真理子 保健衛生部長兼文京保健所長  
鵜 沼 秀 之 都市計画部長  
小 野 光 幸 土木部長  
松 永 直 樹 施設管理部長  
宇 民 清 会計管理者会計管理室長事務取扱  
吉 田 雄 大 教育推進部長  
渡 邊 了 監査事務局長  
畠 中 貴 史 総務課長

## 6 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一  
議事調査主査 杉 山 大 樹  
議事調査主査 小松崎 哲 生  
議事調査主査 糸日谷 友  
議事調査主査 菅 波 節 子  
議事調査担当 阿 部 隆 也  
議事調査担当 真 鍋 由起子  
議事調査担当 平 尾 和 香

## 7 本日の付議事件

- (1) 11月定例議会提案事項について
- (2) 意見書について
- (3) 一般質問について
- (4) 文京区議会個人情報の保護に関する条例の一部改正案について
- (5) 文京区議会個人情報の保護に関する条例等施行規程の一部改正案について
- (6) 議員の派遣について
- (7) 議事日程・追加議事日程について

- (8) 請願について
  - (9) 本会議の流れ及び所要時間について
  - (10) 区議会だより令和8年1月1日号の写真撮影について
  - (11) その他
- 

午前 9時58分 開会

○名取委員長 おはようございます。

ただいまより、議会運営委員会を開会いたしたいと思います。

委員等の出席状況ですが、委員につきましては、全員御出席いただいております。

理事者につきましては、木幡資源環境部長は、発電所整備事業の現地確認等のため、欠席となっております。

---

○名取委員長 続きまして、11月定例議会提案事項についてであります。

11月定例議会提案事項の説明を受けたいと思います。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 令和7年11月区議会定例議会の提案事項につきまして、御説明を申し上げます。

現時点で予定しております案件は、条例案11件、事件案3件、予算案1件の15件でございます。

それでは、提案事項のデータを御覧ください。

第1は、「文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号を利用する事務を追加するため、提案するものでございます。

改正内容は、番号法第9条第2項の規定に基づく個人番号を利用する事務に、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものを追加するものでございます。

施行期日は、令和8年10月1日でございます。

第2は、「文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容は、乳幼児健康診査の内容が、通所する障害児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、指定児童発達支援事業者が当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする旨を定めるものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

第3は、「文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、児童福祉法に基づく指定入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、先ほど第2で御説明した内容と同様の改正でございます。

イは、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条文の整備をするものでございます。

ウは、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

2ページを御覧ください。

第4は、「文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のア及びイは、第2及び第3で御説明した内容と、それぞれ同様の改正でございます。

ウは、職員の任用要件の見直しで、（ア）は、御覧のaからiまでの職員に係る任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を、（イ）は、児童自立支援施設に配置される児童自立支援専門員及び児童生活支援員の任用要件に精神保健福祉士の資格を有する者を、それぞれ追加するものでございます。

エは、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、改正内容のア、イ及びエは公布の日、ウは令和8年3月1日でございます。

第5は、「文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」で、新規制定でございます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定め

るため、提案するものでございます。

主な内容は、乳児等通園支援事業の実施に関し、乳児等通園支援事業の区分、設備及び職員に関する基準、乳児等通園支援の内容等を定めるものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

3ページを御覧ください。

第6「文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、第7「文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、第8「文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」及び4ページの第9「文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」は、いずれも、児童福祉法等の一部改正に伴い、引用条文の整備を行うものでございます。

また、第7の改正内容のイにつきましては、第3で御説明した内容と同様に、利用乳幼児の健康診断に係る見直しを行うもので、このほか、第6、第7及び第9の条例につきましては、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、いずれも公布の日でございます。

第10は、「文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアに記載の引用条文の整備を行うほか、イについては、第4の児童福祉施設と同様に、児童指導員の資格要件に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加するものでございます。

施行期日は、改正内容のアについては公布の日、イについては令和8年3月1日でございます。

第11は、「文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案も、他の条例で御説明したものと同様、児童福祉法等の一部改正に伴い、改正内容に記載の引用条文の整備を行うもので、施行期日は公布の日でございます。

以下の第12から5ページの第14までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

「文京区男女平等センター」外8の施設について、地方自治法第244条の2第6項に基づき、提案するもので、公の施設の「指定管理者」及び「指定の期間」については、それぞれ御覧のとおりでございます。

第15は、令和7年度一般会計の補正予算でございます。

こちらにつきましては、後ほど、企画政策部長から御説明申し上げます。

なお、今後、追加で御提案申し上げる案件が生じてくる予定でございます。その際には、正副議長に御相談を申し上げ、適切に対処させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

提案事項につきましては、以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございます。

続いて、令和7年度一般会計補正予算の説明を受けたいと思います。

新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 それでは、令和7年度11月補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、本年度第3回補正予算で、その内容は、大塚四丁目の土地及び建物取得に係る不動産鑑定に要する経費を計上するとともに、土地及び建物の購入に要する経費の債務負担行為を補正したものでございます。

それでは、資料「令和7年度補正予算（11月）総括表」により御説明させていただきます。

2ページ、会計別総括表を御覧ください。

一般会計の補正額は、258万4,000円で、これにより、一般会計の総額は、1,680億7,629万9,000円となります。

次に、5ページの一般財源内訳を御覧ください。

本補正予算の財源は、全額、繰越金を一般財源として計上いたしました。

その他のページ及び「令和7年度補正予算主要事項調書」につきましては、後ほど御参照いただきたいと存じます。

補正予算の説明は、以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございました。

ただいま御説明いただいた提案事項の付託委員会についてであります、資料1の1番、12番、13番及び15番の4件は総務区民委員会に、2番及び3番の2件は厚生委員会に、4番から11番まで及び14番の9件は文京委員会に、それぞれ付託いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、意見書についてあります。

資料4 「意見書案」を御覧ください。

意見書案を提出した会派から提案説明を受けたいと思います。

市民の説明議員は、説明者席にお願いをいたします。

（宮野議員、説明者席に着席）

○名取委員長 それでは、順番に、提案説明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○金子委員 それでは、日本共産党から6本の意見書案の提案説明をさせていただきます。

1つ目は、「高市首相の「台湾発言」撤回を求める意見書（案）」であります。

高市首相は、11月7日の衆院予算委員会で、台湾問題の質疑に関わって、中国を念頭に、「戦艦を使って、武力行使も伴うものであれば、これは存立危機事態になり得る」と述べ、日本が集団的自衛権行使する一例とし言及しました。

「存立危機事態」とは、日本が攻撃されていないのに、集団的自衛権行使し、自衛隊が海外で武力行使をする事態であります。

もともと、日本と中国との間には、2008年の日中合意があり、「互いに脅威とならない」とした確認があります。双方の自制が求められ、外交上冷静な対話に知恵を絞ることがもともと求められております。

安倍元首相でさえ、「台湾有事は日本有事」と発言したのは首相退任後だったということから見ても、現首相は初歩的な外交常識について欠如があったのではないかと。「今後、慎む」としていることからも、こうした一連の失態について、早期の是正が求められるという観点から、政府に台湾有事が「存立危機事態になり得る」との首相の答弁の撤回を求める意見書であります。

2つ目は、「生活保護基準の最高裁判決を受け全ての被害者に対し被害回復措置の実施を求める意見書（案）」であります。

生活保護の制度は、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体化する制度で、最後のセーフティネットと言われております。

2013年から3回に分けて保護基準の大幅引下げが行われ、総額680億円の削減が行われま

した。これに対し最高裁は今年6月に、これを違法とする判決を出しております。この判決では、厚労大臣が個人の尊厳の基盤となる健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の重要性を軽視し、生活保護法8条2項によって考慮すべき事項を考慮していないと、こういう内容になり、保護費減額処分の取消を求めております。

最高裁の判決後も減額の影響は続いております。就学援助などほかの制度にも影響が及んでおります。

よって、文京区議会として、国の責任で全ての被害者の全被害の回復と、ほかの制度への影響の把握・回復を求める意見書案であります。

3つ目は、「OTC類似薬の保険給付外しに反対する意見書（案）」であります。

今年度、2025年度の予算案成立に向けて、自民党、公明党、日本維新の会の3党合意が2月にありましたけれども、ここでは総額4兆円の医療費削減と、その内容として、2026年度からのOTC類似薬の保険適用除外を掲げていました。

この内容については、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減といいますが、例えば日本医師会では、これが行われると、患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられず、重篤化のリスクが高まるとの懸念が示されたり、また、自治体の分野でいえば、各地で実施されてきた子どもの医療費助成制度が行われてきていますけれども、その対象であった処方薬が対象外になれば、市販薬を購入せざるを得ないようになって、大幅な負担が子育て世帯に持たされる。

日本小児科医会からも、小児医療の保護者負担軽減の方向に逆行するとの指摘がされております。

文京区議会として、国民皆保険制度の下、国民に必要な医療が保険給付されるよう、OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書案であります。

次が、「従来の健康保険証も使用できるようにすることを求める意見書（案）」であります。

厚労省が今月12日に、従来の保険証が廃止された後も、公的医療保険制度に加入されている方が医療を受けられるよう、事務連絡を出しております。

この連絡は、期限切れの保険証を医療機関の窓口に持参した場合でも、通常の保険診療3割負担などが受けられるよう求めるものであります。

国保加入者については、既に同様の対応が6月に連絡されているという状況がありますけれども、今回の事務連絡によって、全ての公的医療保険制度の加入者について、期限切れの

保険証を持参した場合でも、これによって医療機関がオンラインで資格確認をすれば、適切な負担割合による受診が可能ということになっているわけあります。

こうした暫定措置が重ねられている背景には、マイナ保険証の利用が伸びない、様々なミス等も起き、トラブルが起きているという背景がありますけれども、もともとマイナンバー制度もマイナ保険証も任意の制度であるにもかかわらず、マイナ保険証への一本化を政府は強行した。こういった経過の中で、医療関係者や自治体現場の事務量が増えると、こういった結果にもなっておりまます。

よって、区議会として、国民が医療を受ける権利を守るために暫定措置を繰り返すんではなくて、従来の保険証の併用を認めるよう強く求める意見書案であります。

次が、「P F A S（有機フッ素化合物）対策を求める意見書（案）」であります。

P F A Sの一つであるP F O Sは、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象とされており、WHOでも発がん性を含むその有害性が指摘されているところであります。

国は、令和5年7月に、P F A Sに対する対応方針を取りまとめており、昨年12月には、各地方自治体の水道事業者に対して方針を示したところでありますけれども、現在の日本の水道水の暫定目標値は、1リットル当たり50ナノグラムで、アメリカの基準よりも大幅に緩いという状況があります。

これまで、国内各地で、この暫定基準値である1リットル当たり50ナノグラムを超える高濃度のP F O S、P F O Aが検出されております。健康被害や農畜水産物などへの風評被害を含めて、不安があるという状況があります。汚染の発生や原因が特定されていないという根本的な問題もあります。

そこで、以下4点の対策を求める意見書案を提案しております。

次、「沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設の即時停止・計画断念を求める意見書（案）」であります。

今年1月に、防衛省の沖縄防衛局が、この辺野古への新基地建設で杭打ちをやって、軟弱地盤を固める改良工事の強行ということになっております。しかし、この6月には、地盤改良船が大浦湾から撤退し、工事が5か月間中断しているというところであります。

今月6日に、この進捗を問われた高市首相は、「問題なく建設可能」と答弁しておりますけれども、実態は深刻な行き詰まりに直面しております。この台風シーズンが始まった6月以降、地盤改良船は撤退をしています。そして、これは、沖縄防衛局は、「気象・海象に関

わる情報などを含めて、安全確保のため待避している」ということあります。

沖縄は、台風の常襲地域で、半年近く、毎年中断することになるということになるわけでありますけれども、これまでの工程表では、台風による中断は想定していなかったという経過があります。

また、この大浦湾には、7万1,000本の杭を打ち込む予定ですけれども、開始から4年で完了する計画だったところ、現在のところ2,900本にとどまるということで、このままのペースでいけば、2040年代まで19年かかる。

また、経費の執行額につきましても、6,400億円余りの執行額となっておりますが、これまで総経費は9,300億円ということでありまして、既に69%の執行率ということあります。

一方、土砂の埋立ては、計画している量の16%程度にとどまっているということで、埋立ては2割に満たないのに、予算は7割を執行しているという状況で、財政負担も大きく予定を超過する可能性が見えているということあります。

普天間基地の移設で負担軽減と言いながら、軟弱地盤が広がる大浦湾の埋立ては、現在のペースでは数十年かかり、固定化をし続けるという状況でありまして、この破綻した新基地建設にしがみついて、果てしない税金投入は許されないというふうに思います。

そこで、議会として、名護市辺野古の米軍新基地建設の即時停止、計画の断念を求める意見書であります。

以上、7本ですね、提案しますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○名取委員長 6本だよ。

（「あ、6本……」と言う人あり）

○名取委員長 はい。

それでは続きまして、公明党さん。

○宮本委員 ありがとうございます。

公明党から3本の意見書案です。まず初めに、「巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書（案）」です。

近年、我が国では、地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しております。特に、今後発生が懸念される首都直下地震、富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されています。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めており、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団

体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠であります。

そこで、政府に対しまして、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の4項目について速やかに対応されるよう要望する意見書案でございます。

続きまして、「太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書（案）」です。

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及しています。特に、固定価格買取制度の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきました。

しかしながら、制度開始から13年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎えると、大量のリユース・リサイクル・廃棄の問題が顕在化しつつあります。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務です。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠です。

そこで、政府に対しまして、次の3項目にわたりまして要望し、地方自治体が適正な処理と資源環境を推進できる体制を構築することを求める意見書案でございます。

続きまして、「重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書（案）」です。

国におきまして、地域の実情に応じた政策展開を支援するため、重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定の下、地方自治体の取組を後押ししております。

特に、令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところであります。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は、事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められています。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠です。

そこで、政府に対しまして、次の3項目にわたり要望し、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう求める意見書案であります。

よろしくお願ひいたします。

○名取委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、AGORAさん。

○上田委員 政策チームAGORAからは、5件の意見書案を提出させていただいております。

1つ目は、「高額療養費制度の自己負担上限額の引上げの慎重審議を求める意見書（案）」です。

高額療養費制度は、長期治療が必要な方や高額な医療を受ける方が経済的理由で治療を断念せずに済むよう支える、極めて重要な制度であり、がん患者、難病患者の皆様にとっては、命と生活を守る基盤であります。

政府は、本年8月から自己負担上限額を段階的に引き上げる方針を決定していましたが、全国から生活が成り立たない、治療の継続が難しくなるといった切実な声が相次ぎ、前石破政権の下で一部見直しや実施の見送りに至りました。しかし、新たに発足した高市政権の国会答弁では、将来的な引上げを否定せず、むしろ制度改正を進める姿勢がうかがえ、当事者の不安は依然として強いままです。

本意見書案は、制度の持続性を確保しつつ、患者の生活と健康を損なわないよう、拙速な引上げではなく、広く国民的議論を踏まえた慎重な審議を求めるものでございます。

2つ目は、「再審法改正の早期審議・成立を求める意見書（案）」です。

再審は、無実の人を救う最後の手段であり、その適切な運用は司法への信頼を支える根幹です。しかし、現行制度では、証拠開示の遅れや、裁判所ごとの運用差、検察官抗告による長期化など、いわゆる再審格差が指摘されています。

袴田事件では、再審請求から無罪確定まで43年を要し、制度の限界が改めて浮き彫りになりました。

現在、法制審議会でも制度見直しが議論されていますが、証拠開示の範囲を限定する方向性が報じられているなど、実効性の確保に不安を抱く声も上がっておりまます。

過去の実務では、弁護側が当初想定していなかった証拠が開示されたことで無罪に至った例もあり、開示範囲を狭めることは冤罪救済に逆行しかねません。

本意見書では、1、証拠開示の明確化、2、再審手続の規定整備、3、除斥・忌避の適用、4、検察官抗告による長期化の是正といった核心部分が確実に改善されるよう、国会における速やかで実効性のある審議と法改正を求めるものです。どうぞよろしくお願いします。

3つ目は、「急速に進む外交・安全保障政策の拡大方針に対し、慎重な検討と国民的議論を求める意見書（案）」です。

本意見書は、政府が、「安保三文書」、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計

画の来年中の改定と、防衛費GDP比2%の前倒し達成を補正予算で行うとしたことに対して、拙速な政策転換への懸念から提出するものであります。

国際情勢の緊迫化は理解できるんですけども、国家戦略を短期間で大幅に見直すこと、財源の裏づけ不足、基地負担や周辺国との関係整理に必要な国内議論が不十分である点を問題視しております。

つきましては、国に対し、以下の5点を要望いたします。

- 1、「三文書」改定に際して、国会審議と国民的議論を徹底すること。
- 2、安全保障政策変更の手続における透明性を確保すること。
- 3、防衛費増額に伴う財源説明と影響評価を公表すること。
- 4、外交方針に関する長期的・多角的なリスク分析を実施すること。
- 5、基地負担地域との真摯な対話と丁寧な協議を実施すること。

以上、慎重な政策判断を求める観点から提出するものです。

4つ目は、「気候変動対策の国際的・国内的強化を強く求める意見書（案）」です。

国連環境計画は、各国の対策が現行のままでは今世紀末に気温が最大2.8度上昇する可能性を示しておりまして、パリ協定の1.5度目標を達成するためには、2035年までに世界全体で2019年比6割の排出削減が必要とされています。我が国でも、激甚災害や記録的猛暑が続いていること、対策強化は喫緊の課題であります。

しかし、各国の削減目標は依然として不十分で、国際協調の後退も懸念されております。そのため、現在開催中のCOP30では、化石燃料から脱却の具体化、公正なエネルギー転換、途上国支援や森林保全など、国際的取組の実効性が問われております。

日本としても、気候変動がもたらす経済損失やサプライチェーン寸断のリスクに備え、長期戦略の実効性を高める必要があります。

以上を踏まえ、国に対し、以下の3点を求めるものです。

- 1、国の2035年の削減目標を、パリ協定の1.5度目標と整合する水準へと引き上げること。
- 2、化石燃料依存から脱却し、再生可能エネルギーの導入を加速化させること。
- 3、気候変動対策の実効性を高めるため、安定した財源と法制度を強化すること。です。

5つ目に、「ミドル期シングルの社会的基盤整備を求める意見書（案）」について説明いたします。

本意見書は、単身世帯の増加、とりわけ35歳から64歳のミドル期シングルの増加という社会構造の変化を踏まえ、国に対して、制度的な支援と情報基盤の整備を求めるものです。

厚生労働省、国民生活基礎調査、総務省の社会生活基本調査、それから内閣府の孤独・孤立全国調査など複数の公的調査が、ミドル期シングルの実態が部分的に読み取れるんですけども、調査ごとに点在しており、人口構造の中の周期的な変化や必要な施策の方向性が見えにくい状況があります。

こうした問題意識の中、今年10月の特別区議会議員講演会で宮本みち子先生の御講演を伺いまして、公的統計を横断的に分析する意義を改めて認識いたしました。

本意見書案の作成に当たっては、さらに宮本先生の御著書も参考しつつ、基礎となる省庁の公的調査を、元のデータを確認しながら取りまとめております。

さらに、社人研、日本の世帯数の将来推計では、過去7回のいずれも単身世帯の実績値が推計値を上回っておりまして、単身化の進行が、従来モデルでは十分捉えられていないことも明らかになっております。

今年実施された国勢調査、来年結果が出ますけれども、こちらも踏まえ、今後の人口動態は適切に見極める必要がございます。

以上により、国に対し、以下の4点を強く求めるものです。

1、ミドル期シングルを、人口・家族構造変化の中で生活する当事者として位置付け、実態に基づく調査と政策形成を進めること。

2、家族機能に活動に依存せず、地域・行政・企業が役割を分かち合える相談支援や居場所づくりを進めること。

3、地方自治体がミドル期シングル支援に取り組めるよう、財政的・人的支援制度を創設・拡充すること。

4、国勢調査、社会生活基本調査、孤独・孤立全国調査などの結果について、ミドル期シングルに関する項目を横断的に分析し、実態が分かりやすい形で公表すること。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○名取委員長 それでは続きまして、市民さん。

○宮野議員 市民フォーラムから、2件の意見書案を提出させていただきました。

まず1つ目が、「交通事故等被害の胎児・新生児への法整備と被害者支援拡充を求める意見書（案）」です。

今年3月、愛知県で、妊婦が交通事故被害に遭い、母親は死亡した一方で、帝王切開で生きて生まれた新生児に重篤な障害が残るという痛ましい事案が発生しました。

しかし、この事故によって、重い障害を負って生まれた新生児が、刑事上の「被害者」と

して認められておらず、この現状が社会的な議論を呼んでおります。

現行の刑法では、胎児は人として扱われず、胎児に対する加害行為が独立した罪とされないため、加害者の処罰が不当に軽くなるという問題があります。このことは、被害者家族に「子の生命・健康が軽視されている」という強い不公平感と、拭い難い違和感を与えております。

また、民事上は損害賠償請求権が認められるものの、事故と新生児の障害との因果関係を立証することの難しさから、結果的に、被害者家族が長期にわたる医療・介護費用の過大な負担を強いられ、被害者支援の観点からも重大な欠陥があります。

以上のことから、国に対し、現行法制度の早急の見直しと、被害者支援の抜本的な強化を求める意見書案です。

続きまして、「都道環状第3号線（江戸川橋～鷺谷間）の都市計画の廃止を求める意見書（案）」です。

環状3号線の延伸計画は、日本最古の植物園である小石川植物園の敷地を通過、または地価を貫通するルートが想定されています。これは、小石川植物園の生態系の存続と景観に取り返しのつかない深刻な損害を与えるとともに、小日向地域を含む住環境にも多大な影響を及ぼす計画です。

本計画は、40年以上の長きにわたり、区民の理解が得られていません。文京区議会は、1980年に計画廃止に関する意見書を国と都に提出しており、これは本計画が文京区にとって受け入れ難いものであるという区民の総意を代表する重い意思を明確に示すものです。現在も、複数の区民団体から計画廃止を求める陳情書・要望書が提出されており、状況は変わっておりません。

現在、東京都が策定を進める整備方針において、必要性が低い都市計画道路については計画廃止を今年度中に検討するということが示されています。本区間は、過去の調査結果からも恒常的な交通渋滞を生じる区間からは外れり、都心の交通状況も他の環状道路の整備により緩和されております。

長期間にわたり凍結されてきた計画をこの機会に廃止することは、都市計画の合理性などの観点から妥当であることから、東京都に対し、都道環状3号線（江戸川橋～鷺谷間）の都市計画の速やかな廃止を求めるものです。

以上2件、よろしくお願ひいたします。

○名取委員長 ただいま御説明のありました意見書案の取扱いについてであります、意見書

等調整小委員会で御協議いただくこととし、11月定例議会の最終日である12月15日月曜日の本委員会で、小委員会における協議の経過及び結果について、御報告を受けることいたします。

それでは、宮野議員、どうぞ。

（宮野議員、説明者席を退席）

---

○名取委員長 それでは続きまして、一般質問についてであります。

資料5 「一般質問順序・通告者氏名・質問日一覧表」を御覧ください。

一般質問の質問日については、1番、日本共産党、石沢のりゆき議員、2番、AGORA、浅田保雄議員、3番、公明党、宮本伸一議員の3人が11月27日本曜日に、区民が主役、依田翼議員、文京子育て、たかはまなおき議員、市民、宮野ゆみこ議員の3人が11月28日金曜日に、自由民主党、豪一議員、自由民主党、吉村美紀議員の2人が12月1日月曜日に、それぞれ一般質問を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次ぎに、休憩時間についてですが、質問者ごとに、それぞれ10分程度の休憩を取ることといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、文京区議会個人情報の保護に関する条例の一部改正案についてであります。

資料6 「新旧対照表」を御覧ください。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。

なお、改正内容につきましては、幹事長会において協議され、承認されたものです。

詳細につきましては、事務局長より説明を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 令和6年6月に成立した「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形

成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴いまして、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号法が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するとともに、所要の規定の整備のため、一部改正を行うものでございます。

第2条第10項を御覧ください。

こちらが、番号法の項番号の繰下げの関係の修正の箇所で、第2条第8項としていたものを第2条第9項としております。

他の箇所につきましては、所要の規定の整備のため修正しているものでございます。

最後に附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○名取委員長 本条例案につきましては、資料の7のとおり、本日の本会議に全議員提出議案として追加提案することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、文京区議会個人情報の保護に関する条例等施行規程の一部改正案についてであります。

資料8「新旧対照表」を御覧ください。

本件は、健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一本化に伴う関係施行令及び施行規則の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

なお、改正内容につきましては、幹事長会において協議され、承認されたものです。

詳細につきましては、事務局長より御説明を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 第3条、また、2ページ目の第6条及び第10条の修正については、個人情報保護法施行令の一部改正に沿って、表現を調整してございます。

3ページ目の第19条の第1項第1号ですが、こちらも同様に個人情報保護法施行令の一部改正に対応するもので、健康保険証の廃止に伴い、本人確認書類から健康保険証を削除しているものでございます。

なお、健康保険証は削除いたしますが、健康保険法第51条の3に規定される資格確認書については、本人確認手段として利用できるものでございます。

また、6ページから11ページの様式の第6号、第16号及び第22号につきましても、同様に本人確認書類の欄から健康保険証を削除しております。

最後に、5ページ目の附則2、経過措置ですが、この訓令による改正前の様式による用紙で残存するものは、所要の修正を加え、使用することができること、3には、この訓令の施行の際、旧規程に規定する様式により提出された書類は、この訓令による改正後の文京区議会の個人情報の保護に関する条例等施行規程に規定する様式により提出されたものとみなすことを規定してございます。

説明は以上です。

○名取委員長 それでは、資料のとおり規程を改正したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」、「……」と言う人あり）

○名取委員長 金子委員。

○金子委員 今、事務局長から詳細について御説明があった中で、この19条の現行と改正後の条文のところで、ちょっと確認しておきたいんですが、先ほど意見書を提案したときに、お示し、たまたまできましたけれども、廃止された保険証が暫定的ということですけれども、保健医療では一定期間使えるというような状況に今なっています。そうすると、今、資格確認書が、本人確認ということで、この19条のところで、使えますという御説明になるんですけれども、それに関わってですけれども、そうすると、取りあえず今度の規定上は、資格確認書が本人確認書類として使えるという明確な文言はないわけですけれども、改正後の条文上は、資格確認書というのはどこに読み込むということになるのか、もしくは、資格確認書というものがいつまでなのか分からぬからということかもしれないけど、明確に明文として規定しておくことはあり得ないのかというか、そうしなかったのはなぜかと聞いておきたいのと、冒頭言ったように、保険証が保健医療では一定期間使えるということと、本人確認書類としては、それは同様に使え得ないのかということについても、御説明を聞いておきたいというふうに思います。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 まず、3ページ目の中段から、19条の開示請求等における本人確認手続等の記載がございますけれども、4ページ目の3行目の最後の辺りのところから、「その他法律又はこれ基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの」という記載がございまして、資格確認書については、これに該当するということで、これを、もともと全国市議会議長会のほうから案としていた

だいていますけれども、そちらのほうにもそういった解説もございますので、それに沿った運用をしていくということでございます。

また、もともと書き込まないかということについては、あくまで特例的といいますか、そういう形だと思ってございますので、運用としてそういう形を取っていきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 金子委員。

○金子委員 ごめんなさい、2つ目に聞いたのは、保険証は保健医療の用件としては一定使えるとなっていますよね。暫定的と言っていますけれども。そうすると、ここ19条で言っている、その最後に、今、例えば御説明あった、足りるものということには、期限切れの保険証はならないのかということです。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 現状では、有効期限内であれば、一応足りるものとして取り扱いますけれども、期限が切れているものについては、ちょっと取り扱えないかなというふうに考えてございます。

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、議員の派遣についてであります。

資料9「議員の派遣について」を御覧ください。

友好都市交流との親善、情報交換その他相互理解を深めるための交流活動を通して、双方の友好関係の促進及び文京区政のさらなる発展に資する知見を得ることを目的とし、石川県金沢市に、資料のとおり議員を派遣することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

金子委員。

○金子委員 1点、ちょっと確認しておきたいんです。

私たちは、10月10日の日に議長さんほうに申入れを行いまして、こういう都市との交流の意義は理解しつつ、今般の参加については辞退したいということで、理由としては、一言で言って、今の経済状況とか区民生活を鑑みて、辞退したいということで申入れをして、御了承いただいているところであります。

ちょっと手続的なことで確認しておきたいんですが、今日のこの資料にも自治法の第100条第13項及び議会規則の116条の規定ということでなっております。私が聞きたいのは、昨年度、私も参加させていただきましたけれども、当時の白石議長の御提案で、友好交流都市

の盛岡市のほうで、全国市議会議長会のフォーラムがあるということで、参加させていただきました。その際には、こういった手続がどのように執り行われたのか、議運でこうやって諮詢ってやったというのは、ちょっと記憶がなかったもので、実際手続としてはどういうふうに執り行われたのか、この機会に確認をさせていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 御指摘のとおり、昨年度につきましては、派遣する議員の決定に時間がかかったということもありまして、会議規則の中のただし書で、緊急を要する場合は議長において議員の派遣を決定することができるという規定に基づいて、議決ではなく、議長決定で議員派遣を行ったという経緯でございます。

○名取委員長 金子委員。

○金子委員 緊急に相当する事態というのは、具体的にどういうことだったのかと。やはり自治法に基づいて、決定に基づいて派遣をするという対応になっているわけで、その点については、きっちりしておく必要があると。\_\_\_\_\_なっていたから、今みたいな説明になるというふうに思うんですけども、分かる限りで説明を聞いておく必要があるというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 参加を予定していた議員の中には、健康上の理由もあって、できれば行きたいけれども、行けるかどうか確定するのにちょっと時間を要したということがあり、一方で、議員を派遣するに当たって旅行の手続等の観点から、ちょっと議決をする時間まで取れなかつたということもあって、やむを得ずただし書の規定をしたものでございます。なお、緊急を要するという件につきましては、緊急事態に対応した派遣だけではなくて、具体的な内容の決定が直前となって、決定の時期の緊急性も含まれるというふうな解釈ができるものというふうに認識をしてございます。

○名取委員長 よろしいですか。はい。

それでは、そのように決定をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 はい。なお、本件につきましては、本日の本会議に議長発議により追加提案し、議決することといたします。

○名取委員長 それでは続きまして、議事日程・追加議事日程についてであります。

資料10「議事日程・追加議事日程」を御覧ください。

事務局長より、本日の日程について御報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 まず、本日の議事日程でございます。

日程第1から第4までとして、総務区民委員会に付託予定の条例案1件、事件案2件、予算案1件ございます。

次に、日程第5及び第6として、厚生委員会に付託予定の条例案2件でございます。

次に、日程第7から第15までとして、文教委員会に付託予定の条例案8件、事件案1件でございます。

次に、本日の追加議事日程です。

まず、追加日程第16として、先ほど御決定いただきました「文京区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

次に、追加日程第17として、同じく先ほど御決定いただきました「議員の派遣について」でございます。

以上でございます。

○名取委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 はい。

---

○名取委員長 続きまして、請願についてであります。

資料11「請願文書表」を御覧ください。

資料のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することをいたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、本会議の流れ及び所要時間についてであります。

事務局長より、本日の本会議の流れ及び所要時間について御報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、11月21日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、豪一議員と板倉美千代議員が指名されます。

次に、11月定例議会の議会期間の宣告が行われ、11月21日から12月15日までの25日間とされます。

次に、諸般の報告として、住民監査請求要旨について、定期監査（財務監査）の結果に関する報告について、令和7年度9月分例月出納検査結果の報告について、計3件の報告がございます。

次に、日程の追加が行われます。

追加日程第16として「文京区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」、追加日程第17として「議員の派遣について」、計2件の日程が追加されます。

次に、日程に入ります。

日程の順序を変更し、まず、追加日程第16として、議員提出議案第2号の条例案1件が議題とされます。

こちらは全議員提出議案ですので、直ちに簡易表決による採決となります。

次に、日程第1から第4までとして、議案第38号、第49号及び第50号並びに第37号の4件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、総務区民委員会に付託となります。

次に、日程第5及び第6として、議案第39号及び第40号の2件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、厚生委員会に付託となります。

次に、日程第7から第15までとして、議案第41号から第48号まで及び第51号の9件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、文教委員会に付託となります。

次に、追加日程第17として、「議員の派遣について」が議題となり、議案を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

次に、請願の付託を行います。

請願文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託されます。

以上で本日の日程が終了し、散会宣告となります。

続きまして、11月27日、28日、12月1日の本会議の流れでございます。

まず、11月27日、木曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、山田ひろこ議員と山本一仁議員が指名されます。

その後、日程に入り、石沢のりゆき議員、浅田保雄議員、宮本伸一議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、11月28日、金曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、宮本伸一議員と高山泰三議員が指名されます。

その後、日程に入り、依田翼議員、たかはまなおき議員、宮野ゆみこ議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣言となります。

次に、12月1日、月曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、田中香澄議員と海津敦子議員が指名されます。

その後、日程に入り、豪一議員、吉村美紀議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣言となります。

次に、所要時間でございますが、本日の会議は20分程度と見込んでおります。

11月27日、木曜日は、石沢のりゆき議員が質問答弁、合わせまして約52分、浅田保雄議員が質問答弁、合わせまして約48分、宮本伸一議員が質問答弁、合わせまして約55分、これに休憩時間を加味し、全体で2時間59分程度と見込んでおります。

11月28日、金曜日は、依田翼議員が質問答弁、合わせまして約39分、たかはまなおき議員が質問答弁、合わせまして約58分、宮野ゆみこ議員が質問答弁、合わせまして約53分、これに休憩時間を加味し、全体で2時間54分程度と見込んでおります。

12月1日、月曜日は、豪一議員が質問答弁、合わせまして約40分、吉村美紀議員が質問答弁、合わせまして約48分、これに休憩時間を加味し、全体で1時間40分程度と見込んでおります。

本会議の流れに関する説明は、以上です。

○名取委員長 ただいまの事務局長の説明のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、区議会だより令和8年1月1日号の写真撮影についてです。

本件につきまして、議会広報小委員会委員長より御報告を受けたいと思います。

○田中（香）議会広報小委員会委員長 10月22日に開催されました議会広報小委員会におきまして、区議会だよりWEB版令和8年1月1日号の掲載写真について協議いたしました。

その協議結果を御報告いたします。

1月1日号の1面には、議員の集合写真を掲載されることとされ、写真の撮影は、本日、

本会議終了後に議場で行うこととされました。

なお、並び方につきましては、11月18日のメールで皆様に並び順、お届けしておりますので、御確認ください。

以上でございます。

○名取委員長 本件につきまして、ただいまの議会広報小委員会委員長からの報告のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 それでは、その他に入ります。

委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

---

○名取委員長 以上で、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前 10時57分 閉会